

広島県教育委員会告示第四号

広島県文化財保護条例（昭和五十一年広島県条例第三号）第三条第一項の規定によって、次の表に掲げる文化財を広島県重要文化財に指定する。

令和元年十月二十一日

広島県教育委員会
 教育長 平川理恵

種別	名称	員数	所在地	所有者
彫刻	木造阿弥陀如来及び両脇侍立像 附 観音菩薩像内納入品 阿弥陀如来印仏 十五枚 勢至菩薩像内納入品 阿弥陀如来印仏 包紙添 十一枚 内一枚に弘安八年二月の記がある 阿弥陀如来像内納入品（追納） 一、台座光背寄進状 包紙添 一通 一、位牌 一柱	三軀	尾道市東久保町八番四〇号西郷寺	宗教法人西郷寺